

令和4年10月4日

福岡地方最低賃金審議会  
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会  
福岡県自動車（新車）小売業  
最低賃金専門部会  
部会長 高田 亜朱華

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月17日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間987円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月10日

令和 4 年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）  
小売業最低賃金専門部会 委員名簿

（令和 4 年 9 月 8 日任命：五十音順）

種別	氏 名	現 職
公益代表委員	○ <sup>かやぬま</sup> 萱沼 <sup>みか</sup> 美香	九州産業大学 経済学部 教授
	◎ <sup>たかた</sup> 高田 <sup>あすか</sup> 亜朱華	弁護士
	<sup>つねかわ</sup> 恒川 <sup>もとし</sup> 元志	弁護士
労働者代表委員	<sup>いわや</sup> 岩屋 <sup>ひでたか</sup> 英幸	福岡トヨペット労働組合 執行委員長
	<sup>よしたけ</sup> 吉武 <sup>かずや</sup> 和也	ホンダ販売労働組合 ホンダ四輪販売福岡・大分支部 支部執行委員長
	<sup>よしみず</sup> 吉水 <sup>ひろし</sup> 寛	福岡日産自動車労組 執行委員長
使用者代表委員	<sup>おおにし</sup> 大西 <sup>ようじろう</sup> 洋二郎	福岡トヨペット株式会社 人事部副部長
	<sup>なかむら</sup> 仲村 <sup>たかふみ</sup> 崇文	福岡日産自動車株式会社 管理本部副本部長補佐
	<sup>まつもと</sup> 松本 <sup>きょうこ</sup> 恭子	福岡県商工会議所連合会 専務理事

（注）◎は部会長、○は部会長代理である

福岡最賃審第491号

令和4年10月4日

福岡労働局長

安達 栄 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 平 木 真 朗

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月17日付け福岡労発基0817第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

## 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間987円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月10日